

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中 村 匡 利

記

1 入札に付する事項

件 名	引 渡 場 所	納期（履行期間）	備 考
市販型車両外注整備	店頭渡し	契約締結日	
	役 務 提 供 場 所	～	
	契約相手方指定場所	令和9年3月31日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月18日（月） 10：00

3 適用する契約条項（航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項（工事以外））を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加地域「近畿」で営業品目「役務の提供等D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額（見積もる契約金額の100分の5以上）を徴収する。

7 落札方法 単価契約、単価決定（予定価格の制限に達した金額で最低価格を入札した者を契約の相手とする。）

8 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 説明会 無

10 契約（請）書作成の有無 有

11 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当者宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月15日（金）17時 までに到達しない場合は無効とする。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課（TEL 058-382-1101 内線 2887）担当 児玉（こだま）まで。

委 任 状

令和8年5月18日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)
住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 件名 | 市販型車両外注整備 |
| 2 納期（履行期限） | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| 3 納地（履行場所） | 航空自衛隊饗庭野分屯基地 |

(代理人)
住 所

氏 名

代理人使用印鑑

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月18日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

印

記

納期（履行期限）	契約締結日～令和9年3月31日	引渡場所 役務提供場所			店頭渡し 契約相手方指定場所	
品名（件名）	規 格	単位	予定数量	単価	金 額	備 考
市販型車両外注整備	仕様書のとおり（大型車両）	点	107.40			
市販型車両外注整備	仕様書のとおり（小型車両）	点	144.20			
	ー以下余白ー					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	現地外注整備共通仕様書 (市販型車両)	饗分基LPS-V23001	
		大—臣 承 認	令和 4 年 2 月 1 9 日
		作 成	令和 4 年 1 月 2 4 日
		改 正	年 月 日
		作成部 隊等名	第 1 2 高射隊

1 総則

1.1 適用範囲

- この仕様書は、第 1 2 高射隊が行う市販型車両の外注整備について契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.2 定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- 引用文書等 次を示す引用文書及び関連文書
 - 引用文書 この仕様書に直接引用した文書
 - 関連文書 この仕様書に規定した事項の参考となる文書
- 個別TO等 次を示すものをいう。
 - 当該車両等に適用する技術指令書 (J. T. O.)
 - 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)
- 車両等 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) の第 1 - 2 表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。
- 修理不能 次を示す場合
 - 技術的に修理できない場合
 - 修復の総費用 (官給品の価格を含む。) が、航空自衛隊装備品等共通整備基準 (J. T. O. 00-10-1) の 13-9-2 (4) に示す価格の 6 5 % 以上と見積もる場合

品 名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	--------------------

3) 特に官側が規定した場合

- e) 監督 監督官が契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- f) 検査 調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

a) 法令等

- 1) 車両法適用車両及び適用除外車両
 - 大気汚染防止法
 - 水質汚濁防止法
- 2) 車両法適用車両
 - 道路運送車両法
 - 道路運送車両法施行規則
 - 道路運送車両の保安基準
 - 自動車点検基準
 - 自動車の点検及び整備に関する手引
- 3) 車両法適用除外車両
 - 自衛隊の使用する自動車に関する訓令

b) その他

- 1) 車両法適用車両及び適用除外車両
 - 航空自衛隊装備品等共通整備基準(J. T. O. 00-10-1)
 - 航空自衛隊車両等整備基準(J. T. O. 00-10-9)
 - 車両等の塗装及び標識(J. T. O. 36-1-3)
 - 車両等の防錆処置要領(J. T. O. 36-1-52)
 - 個別T O等
 - 航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)
- 2) 車両法適用除外車両
 - 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令(J. T. O. 00-20B-6)
 - 車両等検査要領(J. T. O. 36-1-6)

1.3.2 関連文書

- a) 防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令
- b) 航空自衛隊調達規則(JAFR124)
- c) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

品 名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	--------------------

2 役務に関する要求

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求要領を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

- a) 定期点検（車両法適用車両） 定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検及び車両保安検査整備（以下、車検整備という。）を実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態又はそのおそれがあると認められる場合は、その状態を官側に報告し承認を得た後、1)及び2)の作業を実施するものとする。

- 1) 分解検査

- 2) 修理等

- b) 定期検査（車両法適用除外車両） 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査及び車検整備を実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態又はそのおそれがあると認められる場合はその状態を官側に報告し、承認を得た後、1)及び2)の作業を実施するものとする。

- 1) 分解検査

- 2) 修理等

- c) その他の外注整備 その他の外注整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

2.2項に示す各行程の作業は、個別仕様書で規定するほか次により実施しなければならない。

- a) 定期点検（車両法適用車両） 定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、目視点検、機能点検及び計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿等の記入するものとする。

なお、定期点検の役務内容を役務明細書（別紙様式第1-1及び1-2）に記入するものとする。

- b) 定期検査（車両法適用除外車両） 定期検査は、車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）の車両検査基準（別紙第1-1～1-2）、又は個別仕様書に引用する個別TO等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）別冊Iに規定されている車両作業用紙（別紙様

品名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
----	--------------------

式第 2－1～4）に記入するものとする。

なお、定期点検の役務内容を役務明細書（別紙様式第 1－1 及び 1－2）に記入するものとする。

- c) 分解検査 分解検査は、定期点検又は定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するために必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別 T O 等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成部品・部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。判定の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第 3）及び材料使用明細書（別紙様式第 1－1 及び 1－2）に記入するものとする。

なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、再使用に必要な品質を保持するための処置を行う。

- d) 修理等 修理等は、2.3 項 c) で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

- 1) 交換 交換は、2.3 項 c) で交換を要すると判定された部品等を交換する。交換した部品等は、官給部品使用明細書（別紙様式第 1－1 及び 1－2）に記入するものとする。なお、官給部品使用明細書作成要領は（別紙第 2）のとおりとする。
- 2) 加工 加工は、要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- 3) 組立・調整 組立・調整は、車両等の性能を発揮させるため次の部品等を適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。

ア) 2.3 項 c) で使用可能品と判定された部品等

イ) 2.3 項 d) 1) 及び d) 2) により修復した部品等

- 4) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。

- e) 塗装等

- 1) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき実施するものとする。実施にあたっては極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、官側の指示を得て実施する。

なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1 回、上塗り 2 回以上とする。

- 2) 塗色 塗色は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）による。ただし、部分塗装を実施する場合は、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

- f) 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、官側の指示を受けるものとする。

- 1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- 2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、1.2 項 d) 2) に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第 4）及び計

品 名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	--------------------

算内訳資料（別紙様式第5）を作成し官側に提出するものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、官側において準備する。
- b) 整備作業において修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。
なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

3 品質保証

3.1 保管責任

物品の引き渡しより引き取りの間の一切の保管責任は契約相手方の責任とし、修理期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、すべて契約相手方の負担とする。

3.2 修理完成品

修理完成品は、納入後6か月以内において機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると認められる場合、契約相手方は無償で再修理の責を負うものとする。

なお、この判定は両者協議の上決定する。

3.3 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2.3項により作成した点検整備記録簿等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した年度の翌年4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.4 監督・検査

監督・検査は、官側の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の必要な書類を提出しなければならない。

- a) 役務明細書（別紙様式第1－1及び1－2）
- b) 材料使用明細書（別紙様式第1－1及び1－2）
- c) 官給部品使用明細書（別紙様式第1－1及び1－2）
- d) 車両作業用紙（別紙様式第2－1～4）または、自動車点検基準に定められた点検整備記録簿等
- e) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第3）
- f) 修理不能品が発生（見込の場合を含む。）した場合
 - 1) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第4）

品名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
----	--------------------

2) 計算内訳資料（別紙様式第5）g) その他官側の指示するもの

4.2 官給品

官給品の品目、数量及び受け渡しの時期、場所については、個別仕様書で規定する。契約相手方は、原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品は、車両等に備え付けられている車歴簿により員数を確認するものとする。付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物、高圧ガスの製造取扱及び公害の発生する恐れのあるものの取り扱い、並びに、作業事故を起こし易い作業について法令に係わるものは、当該法令に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、官側からの指示による。

a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討

b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.7 車両の受け渡し

車両の搬入及び搬出は官側で行うものとする。その他細部については、官側の指示による。

4.8 仕様書の定義

本仕様書で定める以外は、饗分基 LPS-V23001 現地外注共通仕様書（市販型車両）による。また、本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の掌握する事項については、監督官と、その他の契約に関する事項の疑義については、監督官を通じ契約担当官と、協議するものとする。

[illegible]

車 両 等 作 業 用 紙 (一 般 車 両)										整備作業チェック記号																											
車 種	検査の種類			I ☐ M ☐ + ☐ 管理換: ※印			☒ 良好 T 締付 ☐ × 調整 C 清掃 ☐ × × 取替 L 給油 ☐ × × × 修理																														
自動車番号	所属部隊																																				
開始日付	完了日付							分解したら記号を○で囲む																													
点 検 項 目				記	備考	点 検 項 目																															
I. かじ取り装置						1. タイヤの状態 ※																															
1. ハンドルの操作具合						(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※						(2) タイヤの亀裂、損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み						(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷						* タイヤの溝の深さ																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷						<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm			後				後	mm		
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																								
		後	mm			後				後	mm																										
6. ステアリング・ナックル連結部のがた																																					
7. ホイール・アライメント																																					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷																																					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※						2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み						3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
II. 制動装置						4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※						5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
2. ブレーキの効き具合 ※						6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																															
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※						IV. 緩衝装置																															
4. パーキングブレーキの効き具合 ※						1. リーフ・スプリングの損傷 ※																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態						2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
6. リザーバ・タンクの液量 ※						(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷						(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷						(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																															
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷						(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																															
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク						3. コイル・スプリングの損傷																															
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm			後				後	mm				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																								
		後	mm			後				後	mm																										
11. ブレーキ・チャンバの機能						(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																															
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能						(2) サスペンションの各連結部のがた																															
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり						(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
14. ブレーキ倍力装置の機能						5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
15. ブレーキ・カムの摩耗						6. エア・サスペンションのベローズの損傷																															
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
17. ブレーキ・シューの摺動部及びライニングの摩耗						8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																															
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																															
19. バック・プレートの状態						V. 動力伝達装置																															
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間						1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																															
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚						(1) クラッチ・ペダルの遊び																															
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm			後				後	mm				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び				
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																								
		後	mm			後				後	mm																										
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷						(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																															
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み						(4) プッシュロッド寸法等																															
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						2. クラッチの作用																															
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗						3. クラッチ液の量																															
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能						5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
III. 走行装置						6. プロペラ・シャフト・ドライブシャフトの連結部の緩み																															
						7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																															
						8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																															
						(1) スプライン部の摩耗によるがた																															
						(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
						9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンターベアリングのがた																															

10.デフアレンシヤルのオイル漏れ、オイル量				5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷											
VI.電気装置				6.触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷											
1.スパーク・プラグの状態				7.二次空気供給装置の機能											
2.点火時期				8.排気ガス再循環装置の機能											
3.ディストリビュータのキャップの状態				9.減速時排気ガス減少装置の機能											
4.バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※				10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態											
5.電気配線の接続部の緩みと損傷 ※				IX.附属装備等											
VII.原動機				1.ホーン的作用 ※											
1.低速と加速の状態				2.ワイパー及びウインド・ウォッシャ的作用 ※											
2.排気の状態				3.デフロスタ的作用											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">C O</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">H C</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">黒煙</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> </table>				C O		H C		黒煙		4.施錠装置的作用					
C O		H C		黒煙											
				5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷											
3.エア・クリーナ・エレメントの状態				6.マフラの機能											
4.エア・クリーナの油の汚れと量				7.火花防止装置の状態											
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				8.エア・タンクの凝水											
6.エンジン・オイルの漏れ				9.エア・コンプレッサの機能											
7.燃料漏れ ※				10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能											
8.ファン・ベルトの緩みと損傷 ※				11.非常口の扉の機能											
9.冷却水漏れ ※				12.車枠、車体の緩みと損傷 ※											
VIII.ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置				13.連結装置のカブラの機能と損傷											
1.メーターリング・バルブの状態				14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷											
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				15.シート・ベルトの状態											
3.燃料蒸発ガス排出防止装置の配管等の損傷				16.開扉発車防止装置の機能											
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				17.シャシ各部の給脂状態 ※											
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。															
付記又は特記事項															
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印									

車 両 等 作 業 用 紙 (施 設、荷 役、そ の 他 の 車 両 等)				整備作業チェック記号										
車 種	検査の種類	I ☐ M ☐ + ☐ 管理換:※印	✓ 良好 × 調整 ×× 取替 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油										
自動車番号	所属部隊		分解したら記号を○で囲む											
開始日付	完了日付													
点 検 項 目		記	備考											
I. かじ取り装置				※										
1. ハンドルの操作具合														
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※													
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み														
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷														
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷														
6. ステアリング・ナックル連結部のがた														
7. ホイール・アライメント														
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷														
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※													
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み														
II. 制動装置														
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間	※													
2. ブレーキの効き具合	※													
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※													
4. パーキング・ブレーキの効き具合	※													
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態														
6. リザーバ・タンクの液量	※													
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷														
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷														
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷														
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク														
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	後
		後	mm			後	mm			後	mm			後
11. ブレーキ・チャンパの機能														
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレーバルブの機能														
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり														
14. ブレーキ倍力装置の機能														
15. ブレーキ・カムの摩耗														
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間														
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗														
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷														
19. バック・プレートの状態														
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間														
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残圧														
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	後
		後	mm			後	mm			後	mm			後
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷														
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み														
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間														
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗														
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷														
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能														
III. 走行装置														
1. タイヤの状態														
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)														
(2) タイヤの亀裂、損傷														
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗														
* タイヤの溝の深さ														
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	後
		後	mm			後	mm			後	mm			後
2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み														
3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷														
4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷														
5. フロント・ホイール・ベアリングのがた														
6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた														
IV. 緩衝装置														
1. リーフ・スプリングの損傷														
2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷														
(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド														
(2) スプリング・ブラケットの取付部														
(3) リーフスプリング・ピンなど連結部														
(4) トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部														
3. コイル・スプリングの損傷														
4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷														
(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット														
(2) サスペンションの各連結部のがた														
(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷														
5. エア・サスペンションのエア漏れ														
6. エア・サスペンションのベローズの損傷														
7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷														
8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能														
9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷														
V. 動力伝達装置														
1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間														
(1) クラッチ・ペダルの遊び														
(2) レリーズ・フォーク先端の遊び														
(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間														
(4) プッシュロッド寸法等														
2. クラッチの作用														
3. クラッチ液の量														
4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ														
5. トランスミッション、トランスファのオイル量														
6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み														
7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷														
8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた														
(1) スプライン部の摩耗によるがた														
(2) 自在継手部の摩耗によるがた														
9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた														

10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量				9.エア・コンプレッサの機能											
VI.電気装置				10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能											
1.スパーク・プラグの状態				11.非常口の扉の機能											
2.点火時期				12.車枠、車体の緩みと損傷 ※											
3.ディストリビュータのキャップの状態				13.連結装置のカブラの機能と損傷											
4.バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※				14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷											
5.電気配線の接続部の緩みと損傷 ※				15.シート・ベルトの状態											
VII.原動機				16.開扉発車防止装置の機能											
1.低速と加速の状態				17.シャシ各部の給油脂状態 ※											
2.排気の状態				X.施設、荷役、その他の車両等											
<table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:25%;">C O</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;">H C</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				C O		H C					黒煙	1.キャリッジ ※			
C O		H C													
			黒煙												
				2.操作レバー — リフト、チルト ※											
				3.チェン — リフト、ドライブ ※											
				4.ケーブル — ウインチ、ホイスト ※											
				5.シリンダー — リフト、チルト ※											
				6.油圧ポンプ ※											
				7.一般漏えい — 油、水、空気 ※											
				8.旋回機構											
				9.マスト本体、ブーム											
				10.安全クラッチ、減速機構 ※											
VIII.ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置				11.ドラム ※											
1.メタリング・バルブの状態				12.昇降機構 ※											
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				13.コンミュータ、ブラシ ※											
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				14.コントローラ ※											
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				15.パワー・テーク・オフ ※											
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				16.索導器 ※											
6.触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				17.クレーン・アタッチメント ※											
7.二次空気供給装置の機能				18.キャタピラ ※											
8.排気ガス再循環装置の機能				19.排土板、スクレーパ ※											
9.減速時排気ガス減少装置の機能				20.フィフス・ホイール ※											
10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				21.補助脚 ※											
IX.附属装置等				22.キング・ピン—摩耗、破損、カップラ結合箇所 ※											
1.ホーンの作用 ※				XI.かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン											
2.ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用 ※				1.操向装置 ※											
3.デフロスタの作用				2.操向アライメント											
4.施錠装置の作用				3.クレーン・エンジン ※											
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷				4.クレーン電気系統 ※											
6.マフラの機能				5.補助脚 ※											
7.火花防止装置の状態				6.通話装置 ※											
8.エア・タンクの凝水															
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。															
付記又は特記事項															
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印									

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名（型式）

一連番号

適用技術図書

No

発刊

年

月

日

会社名

監督官名

確認年月日

修理不能品発生(見込)報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

計 算 内 訳 資 料

1	品 名			
2	物 品 番 号			
3	数 量			
4	取 得 価 格			
5	一 連 番 号			
6	直 接 材 料 費			
	加 工 費			
	直 接 経 費			
	(製 造 原 価)			
	一 般 管 理 費			
	(総 原 価)			
	支 払 利 子			
	利 益			
	梱 包 ・ 輸 送 費			
	(修 理 費)			
7	官 給 部 品 費			
8	総 修 理 費			
9	(8 ÷ 4) (%)			
10	摘 要			

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト（又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。）
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意）
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップ状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだ時、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気のパイプ音が聞こえること。 また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション）まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがなくないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバタンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ（シリンダ・ブーツ内を含む。）に損傷や液漏れがないかを目視により点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
			○	(3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1 3. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1 回目より 2 回目、3 回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが、規定の範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを目視などにより確認することにより機能を点検する。
	1 5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	1 7. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	1 8. ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがいないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	1 9. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	2 0. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	2 1. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	2 2. ブレーキ・ディスクの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	2 3. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	2 4. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバー数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	2 5. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	2 6. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。）
	2 7. 油圧式二重安全ブレーキ機構（セフティ・シリンダ式）の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペアタイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。 (2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。 ア J I S方式のシングル・タイヤ及び I S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウトター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウトター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。 (3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式ののものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8 t以上の大型車において行う点検）		○	(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。 また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
			○	(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。 ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ごみ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。 イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S 方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O 方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。） ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある 2 つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。 エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 (3) J I S 方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。 (4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に 5 0 ～ 1 0 0 k m 走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3 月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがなければ目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあつては、合い口のすき間についても規定値内であることを点検する。
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
IV 緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド（ラジマス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジマス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動力伝達装置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。（無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検不要。） (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間（又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダル踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダー・プッシュロッドねじ部の調整残り代の測定（調整不可能なものは除く）

2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1 速又は後退（リバース）への変速操作がスムーズにできるかを点検する。
------------	---	---	--

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
				(2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケース合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラー・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。） (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ（車両等によっては、Nレンジ）に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリス漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。）
VI 電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と設置電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子（セグメント）に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩み及び腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないか点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩み及び損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO（一酸化炭素）及びHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。（塑性域締め（角度締め）方式の場合には、この点検は不要。）
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手（約10kg）で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ（張力計）を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、またはラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
VIII ばい煙、 悪臭のあるガス、 有害なガス等の 発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などが目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレタからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ボットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離れたとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。
IX 付 属 装 置 等	1. 警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシュャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシュャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシュャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り替えに異常がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。

5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。
-------------------------------	---	---	---

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
				(2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	8. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。
	9. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	11. 車枠（フレーム）、車体（ボディ）の緩み及び損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	12. 連結装置のカブラの機能及び損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	14. 座席シート（シート・ベルト）の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	15. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	16. シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。

一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
				(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	1. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	2. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを絞める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるからあまり締め付け過ぎてはいけない。)
	3. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	4. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラ・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確認する。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書作成要領は、個別仕様書の官給品に記載されている品目ごとに作成し、監督官の確認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第1-1とし、記入要領は次による。
 - (1) 「提出会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約相手方の代表者名を記入し、代表者印を押印する。
 - (3) 「提出番号」
同一の契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総頁数を記入する。(例 5頁中の2頁は2／5と記入)
 - (5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号(年月日)」
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
 - (6) 「明細書作成対象品名・数量」
個別仕様書の官給品に記載されている品名及び数量を記入する。
 - (7) 「項目番号」
各項目ごとに一連の番号を記入する。
 - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」
個別仕様書の官給品に記載されていない場合は官側に問い合わせたうえ記入する。
 - (9) 「数量」
部品の数量を記入する。
 - (10) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (11) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。